

東大阪市立障害児者支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市立障害児者支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月5日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市立障害児者支援センター条例の一部を改正する条例

東大阪市立障害児者支援センター条例（平成28年東大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「同条第13項に規定する」の次に「就労選択支援、同条第14項に規定する」を加え、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同条第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第4条第2項第1号中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加え、同条第3項第2号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

東大阪市立障害児者支援センター条例新旧対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する<u>就労選択支援</u>、<u>同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第16項に規定する就労定着支援</u>を行う事業</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業及び障害者総合支援法<u>第5条第19項</u>に規定する特定相談支援事業</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び<u>同条第15項に規定する就労定着支援</u>を行う事業</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業及び障害者総合支援法<u>第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 (略)</p>

2 前条第2号に掲げる事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 前条第2号に掲げる自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労定着支援を行う事業 障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた障害者のうち市長が必要と認める者

(2) (略)

3 前条第5号に掲げる事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) (略)

(2) 前条第5号に掲げる特定相談支援事業（障害者総合支援法第5条第19項に規定する計画相談支援を行う事業に限る。以下同じ。） 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等のうち市長が必要と認める者

2 前条第2号に掲げる事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 前条第2号に掲げる自立訓練、就労移行支援又は就労定着支援を行う事業 障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定（以下「支給決定」という。）を受けた障害者のうち市長が必要と認める者

(2) (略)

3 前条第5号に掲げる事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) (略)

(2) 前条第5号に掲げる特定相談支援事業（障害者総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援を行う事業に限る。以下同じ。） 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等のうち市長が必要と認める者

4 (略)

4 (略)